

佐賀市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の印刷物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できると市長が認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基本原則等)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

- (1) 公正で真実なものであること。
 - (2) 広告の受け手に不利益をもたらすことのないものであること。
 - (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
 - (4) 品位を保ち、健全な社会風紀を尊重したものであること。
 - (5) 本市の条例及び関係諸法令並びに社会秩序を守るものであること。
 - (6) 掲載又は掲出がされた広告の内容に係る一切の責任は広告主にあり、市は責任を負わないものであること。
- 2 次に掲げる事項に該当する広告については、広告掲載しない。
- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張を含むもの
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの

- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) 佐賀市の市税を滞納している者に係るもの
 - (10) その他広告掲載をする広告として不相当であると市長が認めるもの
- 3 前2項に定めるもののほか、広告掲載ができる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体、広告の規格及び広告掲載場所等)

第4条 広告の規格、掲載場所、募集方法、選定方法及び掲載料については、広告媒体ごとに別に定める。

(広告審査委員会)

第5条 広告掲載の可否の判断において、疑義が生じたときに必要な審査を行うため、佐賀市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は政策推進部長、副委員長は政策推進部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職員をもって充てる。
 - (1) 総務法制課長
 - (2) 広報課長
 - (3) 財産活用課長
 - (4) 行政マネジメント課長
 - (5) デジタル推進課長
 - (6) 生活安全課長
 - (7) 人権・同和政策課長
 - (8) 男女共同参画課長
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告媒体を所管する課等の長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を

求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進部行政マネジメント課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年2月20日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。